

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社押田建築設計事務所(富山県富山市丸の内3-4-16)[1000016277]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年4月5日 ~ 令和6年6月4日(2ヶ月):地域1
令和6年4月5日 ~ 令和6年5月4日(1ヶ月):地域2
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の元常務取締役が、富山県立山町が令和5年4月に行ったグリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務の指名競争入札をめぐる、同町の職員から未公開の仕様書案の情報を事前に入手して設計業務に着手したほか、指名業者数を同職員から入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日、公契約関係競売入札妨害容疑で富山県警に逮捕された。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者の元常務取締役が、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。) ロ 一般役員等	発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内 その他地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)